

専門家のコンプライアンス

(レジュメ作成：弁護士 川村 真文)

何故コンプライアンスが重要か(顧客/社会の立場)	2
1. 行政書士の場合	2
2. 企業の場合	3
何故法律を遵守するのか(遵守する側の立場)	3
行政書士と顧客との関係	4
行政書士と第三者との関係	4
コンプライアンス違反の種類	4
1. 顧客に対するもの(怠慢型)	4
2. 第三者に対するもの(過剰職務型)	5
事例・・・弁護士の場合	5
A. 顧客に対するもの	5
B. 第三者に対するもの	6
C. その他	6
弁護士法と弁護士倫理	6
米国での弁護士のコンプライアンス	7
顧客と弁護士の関係(CLIENT - LAWYER RELATIONSHIP)	7
顧問としての弁護士(LAWYER AS COUNSELOR)	7
主張者としての弁護士(LAWYER AS ADVOCATE)	7
第三者との取引(TRANSACTIONS WITH THIRD PERSONS)	8
V リーガルサービスに関する情報(INFORMATION ABOUT LEGAL SERVICES)	8

何故コンプライアンスが重要か（顧客 / 社会の立場）

1. 行政書士の場合

社会的立場（影響力の大きさ）

行政書士法

第1条（目的）

この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。

第1条の2（業務）

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第1条の3

行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。

二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

その社会的役割の重要性

その業務が適正に行われない場合における社会的影響の大きさ。

（社会的重要性がなければ、その法律違反は社会的に問題とはならない。）

顧客との信頼関係（義務）

顧客との間の信頼関係がその基礎となる

- (1) 受任者として委任者の利益（顧客の利益）を追及すべき立場にある。
- (2) 顧客に対して専門家として高度の注意義務を負う。
- (3) 顧客の利益追求は適法に行われなくてはならない。

専門性（能力）

その専門性・情報格差

顧客 / 第三者をごまかすことができる（法を破ることができる）立場にある。

2. 企業の場合

企業の社会的影響力

役員と会社との間の信頼関係

(1) 役員は自己利益ではなく会社の利益を追求すべき立場にある。

(2) 役員は信頼関係に基づき高度の注意義務を負う。

(3) その利益追求が適法になされなくてはならない。

役員/企業と株主/消費者の間の情報格差

役員/企業は株主/消費者をごまかすことができる立場にある。

コンプライアンスが強く求められる。

例えば、対等な企業間で契約を締結する場合、双方企業は自己利益の観点から契約を締結するのであり、コンプライアンスは問題とならない。

c f . 雪印乳業食中毒事件

日本ハム牛肉偽装事件 売り上げ450億円減・赤字転落

何故法律を遵守するのか（遵守する側の立場）

A . コンプライアンス違反の場合の制裁

v s . 「(制裁の程度 × 制裁を受ける可能性) < それにより得られる利益」の場合、
違法行為は正当化される。

B . 顧客の信頼を得るため

v s . 一度きりの顧客をごまかしてよいのか。

顧客の利益のために法を犯す（e x . 虚偽申請）のはOKか？

- コンプライアンスを遵守する方が経済的に割に合うとは限らない。
（e x . 莫大な利益を得る違法な闇金業者。談合からはずれたら会社は倒産するかもしれない。）
- 顧客に違法な書類を作成して欲しいと頼まれた場合、それを断ることで顧客を失うことにもなりかねない。

コンプライアンス違反が経済的に割にあわないとは限らない。

C. 生き方の選択

コンプライアンスは費用対効果の問題ではない。

コンプライアンスの問題は、違法行為をした方が儲かる場合に、コンプライアンスをとるかどうかの問題。

「ルールを守らずに競争する者が多い中、ルールを守って競争するという極めて難しいことに挑戦する。」という観点。

行政書士と顧客との関係

民法第 644 条〔事務処理に関する善管義務〕

受任者ハ委任ノ本旨ニ従ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ委任事務ヲ処理スル義務ヲ負フ

民法第 656 条〔準委任〕

本節ノ規定ハ法律行為ニ非サル事務ノ委託ニ之ヲ準用ス

委任は相手方受任者の人格・識見・技能・技量等を信頼する精神的要素を中核とするものであり、この対人的信頼関係の絶対性において、同じく他人の労務を目的とする雇傭・請負契約と質的に異なる。(注釈民法 16 p 220)

委任事務処理自体は常に委任者の利益のため。(注釈民法 16 p 222)

「善良なる管理者の注意義務」

抽象的な一般人ではなく、具体的状況における行為者としての注意義務で

委任契約の信頼関係から特に期待される誠実な受任者のなす注意義務

× 個人的技能・学歴・経験年数・健康状態・性別等の主観的標準

委任事務の各分野における高度の職業的分化や学問や技術や研究の進歩

注意義務の専門的高度化は不断に進行する。

行政書士と第三者との関係

各種法律違反の問題。

行政書士は受任者として顧客の利益を追求しなくてはならない。

しかし、その利益追求に際して法を遵守しなくてはならない。

コンプライアンス違反の類型

1. 顧客に対するもの(怠慢型)

顧客に対して、受任者として高度の善管注意義務を負う。

他方、専門性 顧客はその中身を理解できない いいかげんなことをしてもわからな

い。

2. 第三者に対するもの（過剰職務型）

顧客の利益を守るため、法の限界を超える。

（ex. 虚偽の許認可申請）

事例・・・弁護士の場合

A. 顧客に対するもの

1. 期日・期間懈怠型

- 免責申立期間徒過
- 特許料不納付による権利消滅
- 上告理由書の提出期間徒過
- 控訴期間の徒過
- 遺留分減殺請求権を消滅時効にかけた

2. その他の任務懈怠

- 訴書委任を受けた弁護士が、依頼者からの事情聴取及び依頼者に対する進行状況等を報告せず敗訴 損害賠償（東京地裁・昭和54年5月30日）
- 相殺されないよう話を受けていたのに、弁護士の介入通知により預金債権が相殺された。
- 競売手続における配当要求を失念
- 依頼者の根抵当権の極度額が債権額を下回っていることを失念し、入札価格につき誤った指導を行った。
- 消費税簡易課税制度選択不適用の届出を行ったため過大納付となった。
- 手形事件において、手形要件充足の調査不十分
- 預託金を漫然と費消
- 少年審判事件において抗告理由書に抗告の趣意の記載を欠いたまま抗告期間を徒過
- 破産申立後、債権者が変更するも債権者名簿への記載失念のため非免責債権となった。
- 清算人が納税を怠った。
- 仮差押債権者が仮差押を取り下げたため配当を受けられなかった。
- 委任の意思を確認せずに任意整理。
- 調定条項に清算条項を入れなかったため、後日相手方から請求を受けた。
- 交通事故の示談交渉において誤って物損部分を放棄。
- 交渉・合意の相手方を誤った。
- 相続債務が時効消滅したものと轻信し、相続放棄期間を徒過。

3. 弁護士以外のミス型

- 会社清算の事務につき公認会計士のミスにより加算税・延滞税を課された。
- 申告書の作成にあたり事務職員が計算ミス。

4. その他

- 依頼者からの預かり金を盗難された。
- 依頼者から債権者に弁済するため預かった現金を盗難された。

B. 第三者に対するもの

- 持分3分の1を有する持分権者の建物が無断で取り壊された場合、その仲介をした弁護士に損害賠償 弁護士が関係者の違法な手段・意図を黙認したことについて過失を認め、一部請求認容。(東京地裁・昭和62年10月15日)
- 民事訴訟における弁護士の陳述が、正当な弁護活動の範囲を逸脱したとして、慰謝料請求。(大阪高裁・昭和60・2・26)
- 仮処分申請事件の疎明資料として弁護士が提出した文書によって名誉を毀損された。(京都地裁・平成2年1月18日)

C. その他

- 破産管財人が滞納租税の交付要求を失念したまま配当手続を終了。
- 破産管財人が異議の撤回を失念したまま配当手続を終了。

弁護士法と弁護士倫理

添付資料参照

弁護士が事件に介入して利益を上げることにより、その職務の公正・品位が害せられることを未然に防止

1号

「賛助」とは、協議を受けた当該具体的事件について、相談者が希望する一定の結論(ないし利益)を擁護するための具体的な見解を示したり、法律的手段を教示し、あるいは助言すること。

「秘密」とは、一般に知られていない事実であって、本人が特に秘匿しておきたいと考える性質をもつ事項に限らず、一般人の立場からみて秘匿しておきたいと考える性質をもつ事項をさす。

民事訴訟法や刑事訴訟法上、証言を拒絶することができる場合において、この拒絶の権利

を行使しなかったとき、本条の秘密保持義務に違反する。

米国での弁護士のコンプライアンス

顧客と弁護士の関係(CLIENT – LAWYER RELATIONSHIP)

- A . 適格性(Duty of Competence)
- B . 弁護過誤(Liability for Legal Malpractice)
- C . 代理範囲(Scope of Representation)
- D . 注意義務(Duty of Diligence)
- E . 顧客への説明義務(Duty to Keep the Client Informed)
- F . 弁護士費用(Attorney's Fees)
- G . 秘密保持義務(Duty of Confidentiality)
- H . 利益相反・一般原則(Conflicts of Interest--General Rules)
- I . 利益相反・禁じられた取引(Conflicts of Interest--Prohibited Transactions)
- J . 利益相反・かつての顧客(Conflicts of Interest--Former Clients)
- K . 利益相反・欠格となる場合(Conflict of Interest--Imputed Disqualification)
- L . 利益相反・継続的な政府 / 民間雇用(Conflict of Interest--Successive Government and Private Employment)
- M . 利益相反・かつての裁判官 / 仲裁人(Conflicts of Interest--Former Judge and Arbitrator)
- N . 利益相反・顧客としての組織(Conflicts of Interest--Organization as Client)
- O . 無能力の顧客(Client Under a Disability)
- P . 顧客の金員 / 財産の保護
- Q . 弁護士と顧客の関係の終了

顧問としての弁護士(LAWYER AS COUNSELOR)

- A . 顧客のアドバイザーとしての弁護士(Lawyer as Advisor to the Client)
- B . 顧客間の媒介者としての弁護士(Lawyer as Intermediary between Clients)
- C . 第三者による評価(Evaluation for Use by Third Persons)

主張者としての弁護士(LAWYER AS ADVOCATE)

- A . ばかげた請求と禁止される主張(Frivolous Claims and Contentions Prohibited)
- B . 訴訟促進義務(Duty to Expedite Litigation)
- C . 法廷に対する誠実義務(Duty of Candor to the Tribunal)
- D . 相手方及び弁護士に対する公正義務(Duty of Fairness to Opposing Party and Counsel)
- E . 法廷に対して公正かつ礼儀正しくする義務(Duty to Preserve Impartiality and Decorum of Tribunal)
- F . 審理の公開(Trial Publicity)

- G . 証人としての法廷弁護士(Trial Counsel as Witness)
- H . 検察官の特別な責任(Special Responsibilities of a Prosecutor)
- I . 立法及び行政手続における主張(Advocate in Legislative and Administrative Proceedings)

第3者との取引(TRANSACTIONS WITH THIRD PERSONS)

- A . 第3者に真実を述べること(Truthfulness in Statements to Third Persons)
- B . 弁護士により代理されている者との連絡(Communication with Persons by Counsel)
- C . 代理されていない者との取引(Dealing with Unrepresented Persons)
- D . 第3者の権利の尊重(Respect for Rights of Third Persons)

V リーガルサービスに関する情報(INFORMATION ABOUT LEGAL SERVICES)

- A . 広告及び勧誘ルールの背景(Background of Advertising and Solicitation Rules)
- B . 広告(Advertising)
- C . 勧誘(Solicitation)
- D . 活動分野のコミュニケーション(Communication of Fields of Practice)
- E . 事務所名とレターヘッド(Firm Name and Letterheads)

川村真文

シンプル法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルヂング823号室

電話： (06) 6363 - 1860

ファクス： (06) 6363 - 1861

e-mail: kmasafu@lawyers.or.jp

ホームページ: <http://www.bekkoame.ne.jp/ha/kmasafu>

略 歴

京都大学法学部卒業

1991年 弁護士登録

1996年 米国ノースウェスタン大学ロースクール法学修士号 (Master of Laws (with Honors)) 取得

1997年 米国ニューヨーク州弁護士登録

1996年～97年

Allen & Gledhill (Singapore) 勤務

2003年7月

シンプル法律事務所設立